

緊急事態宣言の延長を受けて

市民の皆様・事業者の皆様にはこれまでも不要不急の外出自粛、休業要請などにご協力をいただき心より感謝申し上げます。

現状としましては、お一人おひとりが今できる予防対策を着実に行っていただいているお陰で、未だ市内においては感染者がゼロという状況にあります。

そのような中ではありますが、国は新型コロナウイルスの拡大防止のための緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決定しました。

岐阜県は引き続き、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを行う必要のある「特定警戒都道府県」に指定されており、これまでと同様の行動制限が求められています。

宿泊業や飲食店などをはじめとする事業者のみなさまには、営業の自粛や営業時間の短縮により、厳しい経済状況が続いている中で、更に約1ヶ月の延長となり、先の見えない状況にご心配やご苦勞をされておられること、大変心苦しく感じております。

市としましては、事業者の皆様を下支えするため、国や県の支援策に加え、雇用調整助成金を活用する事業者の自己負担分の全額補助や、テナントの賃料を最大40万円補助する制度などの支援策を実施しております。

各ご家庭を支援するためお一人につき10万円を支給する国の特別定額給付金につきましても、速やかに申請・給付ができるよう全力で準備をすすめているところであります。

また、新型コロナウイルスの影響を受けている事業者や市民の皆さまの経済活動や市民生活に関する相談などの対応を一括して行うため、総合窓口を市役所地下に設置しております。皆さまの声に迅速にお答えできるよう、土日、祝日も含め毎日朝9時から夜7時まで職員がしっかり対応にあたらせていただいています。

この感染症の収束に向けては、これから1ヶ月の取り組みがとても大切になります。市内での感染者が絶対に発生しないように、そして、1日も早く平穏な日常生活や活気ある経済活動を取り戻すために、皆様と一緒にこの難局を乗り越えてまいりたいと思います。

皆さまには、引き続き新型コロナウイルスの感染予防対策の徹底にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

令和2年5月7日

高山市長 國島 芳明